

# 会議録

## 1 附属機関の名称

犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会（第6回）

## 2 開催日時

令和4年12月13日（火） 午前10時00分から午前12時00分まで

## 3 開催場所

犬山市役所本庁舎2階 205会議室

## 4 出席した者の氏名

### (1) 委員（敬称略）

#### ア 学識経験者

嶋田 喜昭 （大同大学）

鈴木 温 （名城大学）

荒木 裕子 （京都府立大学）

#### イ 専門知識を有する団体に所属する者

丹羽 良仁 （犬山商工会議所）

板津 勝久 （愛知北部農業協同組合）

斉木 良二 （愛知県宅地建物取引業協会 北尾張支部）

松浦 英幸 （犬山市社会福祉協議会）

谷 繁祐樹 （犬山市小中学校PTA 連合会）

高見 茂宏 （名古屋鉄道株式会社）

#### ウ 市民を代表する者

長岡 茂 （令和3年度犬山地区町会長会）

服部 章二 （令和3年度城東地区町会長会）

今枝 稔幸 （令和3年度羽黒地区町会長会）

岡田 隆正 （令和3年度池野地区町会長会）

#### エ 関係行政機関の職員

朝田 堅次 （代理）（愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画課）

三宅 安 （代理）（愛知県都市・交通局 都市基盤部公園緑地課）

諸戸 健一 （愛知県一宮建設事務所）

### (2) 執行機関

都市整備部 部長 森川 圭二 次長 飯吉 勝巳

都市計画課（事務局） 課長 高木 誠太 課長補佐 伊藤 修

主査 服部 典幸 主事 今枝 龍希

## 5 議題

1 会長あいさつ

2 報告

第5回策定委員会の意見等への対応

3 議題

(1) 犬山市都市計画マスタープラン（素案）

(2) 犬山市緑の基本計画（素案）

(3) 犬山市立地適正化計画 居住誘導区域（案）及び防災指針（案）

4 その他

## 6 傍聴人の数

0人

## 7 内容

事務局

それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第6回犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会を開催させていただきます。

本日の司会進行を担当させていただきます事務局の高木と申します。よろしくお願いいいたします。

本日もオンラインを併用した会議となります。ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に本日の会議資料を確認いたします。

まずは、本日用意いたしました資料で、次第、委員名簿、座席表、資料の差し替えです。

次に、事前にお送りした資料で、資料1、第5回策定委員会の意見等への対応と、その別紙でA3サイズのもの、資料2、犬山市都市計画マスタープラン（素案）、資料3、犬山市緑の基本計画（素案）、資料4、立地適正化計画居住誘導区域（案）、資料5、立地適正化計画防災指針（案）、それから第5回策定委員会の会議録、以上となります。不足などがございましたら、事務局までお知らせください。

次に、委員の出欠についてご報告いたします。

本日は金山委員が欠席となっております。また、谷委員におかれましては少し遅れる旨の連絡をいただいております。なお、木村委員の代理で朝田様、北川委員の代理で三宅様にご出席いただいております。このほか、策定業務を支援する委託業者が同席をしております。

それでは、会議の開催に当たりまして、嶋田会長よりご挨拶をお願いいたします。

嶋田会長

おはようございます。会長を仰せつかっております、大同大学の嶋田と申します。

本日で第6回となりまして、大詰めになってまいりました。また、先日犬山市長選がございまして、新しい原市長の方針がどうかというのはちょっと気になるところでございますが、この都市計画マスタープラン等に関することに関しては、これまでの方針と大きくは変わらないとお聞きしておりますので、これまでの議論を中心にまとめに入って、答申できたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は議題が3点ございまして、都市計画マスタープランと緑の基本計画の素案について最終的なご確認をいただくということと、メインは立地適正化計画になるかと思いますが、居住誘導区域（案）及び防災指針（案）についてご審議いただきたいと思っております。

本日も慎重審議をどうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、次第に従いまして会議内容に入らせていただきます。なお、本日の資料及び会議録は原則公開としまして、市ウェブページに掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

議事の進行は、委員会規則第4条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これより嶋田会長をお願いいたします。

嶋田会長

事務局から報告がありましたように、現在15名の委員が出席しておりまして、委員会規則第4条第3項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、まず会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、会議録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名すると定められております。

私から署名者を指名させていただきますが、本日の議事録の署名は、今枝委員と岡田委員にお願いします。よろしくお願いいたします。なお、同要綱に基づき、本会議は公開で審議を行います。本日は、傍聴者はおられないということです。

嶋田会長

それでは、早速進めてまいりたいと思います。

まず3番目、報告案件ということで、第5回策定委員会の意見等への対応について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

（資料に沿って説明）

嶋田会長

前回委員会の意見への対応ということでご報告ございましたが、ご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

各委員のご意見に対して、その対応でよいかどうかご確認いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。荒木委員、よろしくお願いします。

荒木委員

特に地域の避難、リスクのことにに関して、行政だけじゃなく、相互に理解して行動に移れるような表現にしたほうがいいのではないかという意見に対応していただきよかったですと思っております。

その一方で、「市民が」と書かれたことについて、委員の皆さんはどう思っているのか、これで十分なのか、もうちょっと書き加えたほうがいいのではないかと少し気になるところで、委員の皆さんのお考えをお伺いしたいところです。

嶋田会長

具体的に言うと、資料1の何番でしょうか。

事務局

5番目だとか、8番目になります。

嶋田会長

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。これでよいかということですが、地域主体の活動を行政も支えるということで趣旨は伝わるとは思いますし、私はこれでよいかと思っていますけれども、よろしいでしょうか。

特にご意見等ないようですので、荒木委員もよければ、このような方針にしたいと思います。

荒木委員

ありがとうございます。

嶋田会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項に関しましては、特にご異議ないものとして進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

嶋田会長

次から議題となりますが、まず、犬山市都市計画マスタープラン（素案）について協議させていただきます。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

（資料に沿って説明）

嶋田会長

ただいまの件、何か、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。特に、総合計画を踏まえて今回新しく提示されている部分についてですが、コンセプトなどこれでよいかということですが、いかがでしょうか。

私を感じたのは、43ページの基本理念で、「人中心」の「人」は、最近によく平仮名で表す場合が多いですけれども、ここではあえて漢字にされていますが、その趣旨がもしあれば教えてください。

区域マスは片仮名を使ったりしていますが、柔らかく、平仮名の「ひと」

でもいいのかなと思いましたが、この辺、どうお考えになられるか、補足していただけないでしょうか。

事務局

片仮名、平仮名、漢字で明確な定義があると言われると、難しい問題ではありますが、イメージとしては、個人としての「人」といいますか、漢字で「人」と書くと一番わかりやすいかと。片仮名、平仮名だといろんな意味、含みがあると捉えられてしまって、実際に住んでいる「人」をイメージできるものがよいかと、国なども人が中心となるまちづくりを掲げているところもあり、そこでも漢字の「人」が使われているということもありましたので、今回は漢字を使わせてもらいました。少し抽象的で申し訳ありません。

嶋田会長

私も答えを持ち合わせているわけではありませんが、そういう考えでしたら結構かと思います。

ほかにいかがでしょうか。朝田さん、お願いします。

朝田委員代理

43ページに示していただいた基本理念の最後のほうですが、誰もが住みたいとか働きたいという大きなメッセージが込められていますが、犬山は観光といったにぎわいだとか、ここに住みたい、働きたいというほかに、訪れたいといったまちづくりを進めているかと思しますので、そういった機能を含められたらよいのではないかと感じました。

嶋田会長

ご意見ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局

ご意見のとおりであります。観光といった交流も、ヒト、モノ、コトのつながりということがありますので、今のご意見を踏まえた検討をさせていただきたいと思えます。

嶋田会長

観光や交流をイメージしたような表現ですね。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。松浦委員、お願いします。

松浦委員

質問というほどでもないです。43ページですが、尾張都市計画区域マスタープランのところを読んでいまして、私は犬山市民ですから、総合計画とか都市マスターは肌感覚でよくわかりますが、尾張都市計画区域マスタープランというのが、尾張という括りは愛知県の中ではどういうイメージで括られているのか、教えてもらえたらという程度です。

多分、尾張と名古屋と東三河、西三河ぐらいで括ってあるのでしょうかけれど、いま一度自分の足元を客観的に、どのように見えているのかなということをお聞きしたいです。

嶋田会長 朝田さんでしょうか。お願いします。

朝田委員代理 都市計画区域マスタープランは、愛知県で策定しており、資料の5ページを見ていただくと一番よくわかるかと思います。

対象としている区域は、5ページの下側、色が少し濃くなっているところで、名古屋市の縁辺部もありますが、犬山市を含め、小牧市、春日井市、西側でいうと一宮市など広い範囲を一体の都市として、工業や商業、人の行き来の分析もさせていただいた上で、区域を定めています。

犬山市では、紫色の花びらのようなマークを犬山駅周辺に位置づけていますが、これは都市拠点といひまして、犬山市ではここ1か所、先ほどご指摘させていただいた観光や、古くからのまちということで、都市機能も多くありますので、市民の方以外も、隣接する扶桑町や大口町の方も移動先として使われている拠点として県も認識しております。

そのほかにも、いろいろな土地利用の方針を含め、43ページの大きな理念、方針を掲げまして、ヒトやモノに着目した大きな区域で市町村にやっていただきたいこと、県でやっていきたいことを定めています。

嶋田会長 よろしかったでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

私からも1点、10ページにSDGsを入れていますが、また、その対応で45ページにロゴが入っています。このロゴというのは勝手に使ってよいのでしょうか。出典が要るのではないかと思います。

事務局 はい。全ての図表には出典をつける予定としております。記載漏れですので失礼いたしました。

嶋田会長 よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。高見委員、お願いします。

高見委員 7ページの「コンパクト・プラス・ネットワーク」や8ページの「居心地が良く歩きたくなるまちなか」という表現は、最近では他の自治体でも掲げられている内容ですが、犬山らしさが表現できるような、他の自治体とは異なる特徴や良さを、まちなかで見つけ出し磨き上げていくようなことも記載できたら良いと考えます。

犬山の特徴であるまちなかの魅力をもっと発信をして、まちづくりの方針に掲げることも必要かと思ひます。

嶋田会長 最近、確かに国がよく「まちなか」という言葉を使ひていまして、国が言っているまちなかはどこを指すのかよくわからないところですが、おそらく中心市街地を指している言葉で、駅前とか、どの辺の範囲を言うのかはち

よっと曖昧なところはありますが、犬山でも、もちろんまちなかの整備に力を入れていこうとしている中で、その辺がうまくつながっていくかどうかということですね。

事務局

7ページ、8ページ目につきましては、一般論なことを記載しているところがありますので、犬山らしさだとか何かつながりが持てるような表現を検討させていただきたいと思います。

高見委員

おっしゃるとおりで一般論になっていたのですが、犬山らしさ、犬山のまちなかの街並みにそもそも魅力があって、そういったところで歩きたくなるまちなかをつくってということをもう少し表現したほうが、犬山らしいマスタープランかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

嶋田会長

今のご意見を踏まえて、事務局でご検討いただき、対応できるところは対応してください。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。こういう形で最終的な報告書になっていくということですが、特にご意見なければ、一旦お認めいただいたとさせていただきます。

引き続き、緑の基本計画、立地適正化計画もありますので、一旦終了しまして、次に進めさせていただきます。

嶋田会長

それでは、犬山市緑の基本計画（素案）ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

（資料に沿って説明）

嶋田会長

緑の基本計画（素案）ということで、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

私から一点、今ご説明いただいた54ページの目標水準ですが、具体的な数字を書かないということで、このような表現になっているかと思いますが、この点、三宅さんいかがでしょうか。他の市町の計画をよくご存じだと思いますが、具体的な数値ではなく、こういう目標で、市それぞれの考え方もあると思いますが、このような形でもよろしいでしょうか。

三宅委員代理

今あるものでは、数値目標を定めている団体が多いです。多いですが、最近少しずつ出てきたのが、定量的なものだけではない評価を入れている団体もありますから、どちらが良い悪いというところではないと認識しております。都市マスや総合計画であるとか、そちらの全体のところかららんで判断されるのが適切かと思っております。

難しいのは、計画をつくると、その進捗管理で、定量的でない場合の評価が難しい。例えば、1番の基本目標で、緑を身近に感じている市民の割合でいうと、やはり量的に出せるのではないかと言われた場合にどう説明をするか、どこまで増加させたらいいのかといった議論になっていく可能性もあるので、数値が出せれば、極力そういったものを根拠として持っていたほうが、市としても管理しやすいのかと感じております。

嶋田会長

目標としてはいいですが、どのように評価していくかというのが難しい問題になるだろうと、新たな問題ですが、いかがでしょうか。

事務局

数値で測れないということで、たしかに評価に課題が出てくるとは思っております。

今回、こういった形にしましたのは、総合計画が先行して答申されたことも踏まえつつ、その中でも数値だけではなく、方向性を示しているというところがありまして、同じような考え方で目標を設定させていただいたというところではあります。

また、数値目標するにも、高ければ高いほどいいのか、本当に達成できるかというところが議論になってきますので、数値としての根拠を持たせるというところが少し難しいといったところで、今回このような形で、「水準」という方向性を示した形となっていますので、ご理解いただきたいと思っております。

嶋田会長

目標値でなく、あえて水準にしたということですか。わかりました。ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。三宅さん、お願いします。

三宅委員代理

素案の53ページ、総合的な緑の配置方針図について、市街化区域が赤枠で凡例がありますが、これがかなり見にくい、囲われるならちゃんと囲ったほうがいいと思います。

次に白抜きになっている部分ですが、着色がないところがどんな位置づけかこの図だとわからない、その辺を紐解いていこうとすると、46ページ、緑の将来像という図がありまして、こちらがもう少し概念的に書いているところかと思っております。

この中で、左下、骨格となる緑などの凡例があります。まちなかゾーンや田園集落ゾーン、森林・里山ゾーンと将来像が示されています。

このまちなかや田園集落、森林・里山ゾーンが、方針図でどんな緑として考えられているのか、定義づけがあると、全体が埋まってくると思っておりますので、そこを補強というか、わかるようにしていただくとありがたいと思っております。



嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 ご指摘いただいたとおり、見やすさなどにも配慮しながら、どこまで表現できるかを検討して変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

嶋田会長 よろしくお願ひします。  
ほかにいかがでしょうか。特にご意見なければ、この緑の基本計画につきましても、多少の微修正はありますが、おおむねご了承いただいたとさせていただきます。

嶋田会長 それでは、本日のメインになるかと思いますが、犬山市立地適正化計画の居住誘導区域（案）及び防災指針（案）ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 （資料に沿って説明※居住誘導区域（案））

嶋田会長 立地適正化計画の居住誘導区域（案）ということで、ご説明いただきましたが、何か、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。  
いかがでしょうか。鈴木委員、お願ひします。

鈴木委員 資料の13ページ目の居住誘導区域（案）と「居住誘導区域に含む区域」というのがありまして、非常にわかりにくいところです。  
「居住誘導区域」と「居住誘導区域に含む区域」、その2つの違いについて、図でいうと緑のところと、黄色のところと、よく見るとちょっと違うので定義が違ふと思ひますが、言葉が非常にわかりにくいので、このあたりももう少しご説明いただきたいと思ひます。

嶋田会長 事務局、お願ひします。

事務局 わかりづらひ表現となつており、申し訳ありません。  
13ページのオレンジ色の部分につきましては、フローを5ページ目に追記していますが、ここの表現と一緒になつているといふこと表現は検討させていただきますと思ひますが、居住誘導区域に含む区域とは、この5ページ目の中段になつてきます。  
まず、居住誘導区域を都市拠点や鉄道駅の周辺、公共交通の利便性が高い区域、将来的な人口密度の維持ができると思ひ込まれる市街地、良好な居住環境が形成されている市街地の区域で、図で表すと13ページのオレンジ色の区域になるという形で整理しております。

そこから、14ページ目ですが、これもわかりづらいですが、居住誘導区域に含まない区域ということで、こちらについて5ページ目のフローでいきますと、下にグレーで表記してある枠内になります。

法令により居住誘導区域に含まない区域があることや、住宅地以外の土地利用を推進する区域を除くと、図の緑色の区域になるという整理をしております。この図は参考ベースで載せているだけなので、最終的な計画書には載せないということになりますが、このような整理となっています。

鈴木委員

ご説明を聞いてようやくわかりましたが、そうすると、言葉の使い方で、含む区域と定義して、さらにその中から含まない区域を除くというのは矛盾しているような表現になっているので、やっぱり表現の仕方を変えたほうがよいかと思います。

事務局

検討させていただきます。ありがとうございます。

嶋田会長

検討をお願いします。

ほかにかがででしょうか。朝田さん、お願いします。

朝田委員代理

質問と意見を1点ずつ述べさせていただきたいと思います。

14ページに将来の居住誘導区域内の人口密度や面積の整理表をつけていただいておりますが、あくまで居住誘導区域の設定については5ページで、将来人口密度を40人/ha以上というのを目安にして基本的にほぼ市街化区域と一緒にしているという文言がその前のページに書かれております。

その40人/ha以上という設定が14ページには、確認できる数字がどこにもなく、書いてある数字は、可住地人口密度で右側の欄に63人/haとか68人/haという数字のみとなっていますので、しっかりわかるように明記されたほうがいいのではないかなと思います。

また、将来人口が減っていく中で、市外から犬山市に転入される方にぜひここに住んでほしいというのが居住誘導区域かと思っておりますので、ここで掲げている市街化区域とか、居住誘導区域の将来人口の算出は、市外から来る方だとか、今住んでいる方の減少だとか、プラスマイナスいろいろ考えながら設定していくことになると思います。

人口目標値を、居住誘導区域と居住誘導区域以外に分けて並べられていますが、市外からの転入は居住誘導区域だけに載せているとか、いわゆる高齢化とか人口減少というトレンドは、全地区に共通してかけているかと思いますが、その辺の資料のつくり方、根拠をお伺いしたいと思います。

もう1つありまして、4ページの右側に書いてある浸水リスクのことで、赤字で今回直された文章を読ませていただきましたが、見直していただきたいと思うのは、中段にある文章になります。

L2については、これらを除外することは今後のまちづくりにおいて望ましい姿ではないという書きぶりでまとめていますが、都市再生特別措置法による基本的な考えは、これまで計画規模で防災を考えていたものに対して、想定されない規模でも考えてくださいというものになっていますので、これがまちづくりについて望ましい姿ではないと整理してしまうのはちょっと乱暴かなというところがあります。

この文章には、浸水深の情報が書かれておりませんし、また、計画規模においては、深刻な3mを超えるような浸水深はなかったということもあったかと思えます。

そういうリスク分析をいろいろ組み合わせながら、ソフト対策を主体とした防災対策を講じていくため除外しないという流れでまとめていただけないかなと思います。

修文については、個別に県にもご相談いただきながら最終案をまとめていただきたいと思えます。

嶋田会長

2点いただきましたけれども、いかがでしょうか。

事務局

まず、14ページの人口推計、目標値となっているところですが、根拠としましては、都市マスで将来人口を示しておりますが、そこから逆算的に計算しているもので、都市マスの目標人口ありきで都市計画基礎調査に基づく区域で配分している形で載せており、今後の居住誘導という観点での増減というものは見込んでいない目標値になっています。ここがいわゆるベンチマークになって、どのように居住誘導として目標値を定めていくかは、今後検討が必要になってくると考えております。

可住地人口密度はご指摘のとおり、今可住地人口密度で表しているものにつきましては、単純な人口密度を踏まえながら、情報として載せていきたいと思っております。

もう1点の4ページにつきましては、前回もご指摘をいただいておりますので、事務局としてもこのような形で修正をかせせていただいたところではあります。我々も少し勉強不足の面があったかと思っておりますので、そこら辺は改めてさせていただきます。文章は修正していきたいと考えております。

嶋田会長

朝田さんよろしいでしょうか。

朝田委員代理

はい。

嶋田会長

ほかにいかがでしょうか。荒木委員、お願いします。

荒木委員

朝田さんが指摘いただいたところは私も気になっていたもので、続けて補足させていただくと、河川整備で安全にすることはもう限界であるL2を想定される中で、土地利用で検討してほしいという意図があると思います。でも、それも難しいという中で、リスクがある中でどのように安全にしているのかというのが防災指針だと捉えています。

ここで言い切ってしまうと、そこに住み続けて、まちづくりをする犬山市としては、リスクはあるけれども活用していくという中で、どう安全にしているのかというのを検討していただくのが今回の目的だと思いますので、先ほどもありましたが、結論は一緒としても、この書きぶりだと少しずれてしまうのではないかと思います。

リスクがあることを前提に、どう安全にするのか、ハード整備ができないからというのではなくて、犬山市として、ここはもう既に人が住んでいるからとか、あるいは重要な場所だから活用していくといったところで、どう安全にしているのかといったところを防災指針として検討されるといいのではと思いました。

やはり風水害のこと、避難の情報、河川の浸水想定はややこしいです。L1もL2も除外しないということで検討されていますが、その中で家屋倒壊等氾濫想定区域は別個で検討されたほうがいいのではと思います。

L2での想定区域ですが、やはり実際浸水したら家屋自体が流されてしまう範囲になり、そこは上階避難も許されないところになりますし、そこで家を再建することは厳しいところになると、ほかの浸水想定と一律というよりは、そこはちゃんと、どういう対策を考えるのかというのをご検討いただくのがいいかと思います。

都市マスのお話に戻ってしまいますが、都市マスの検討の中で、浸水想定区域でどのような居住者、居住形態の方がおられるかが検討されていると思います。資料1の26ページの部分です。出来れば、家屋倒壊等氾濫想定区域も加えると、現状がよく見えて、その中から対策が見えてくるのではないかなと思います。

それを踏まえて、前々から防災指針の検討は、都市マスにフィードバックできる部分はやっていただきたいという中で、やはりこの部分を先ほどの都市マス、地域別検討でも入れていただくのがいいと思います。今、地域別検討のところ、特に土砂災とか避難誘導のことが書かれていますが、流出危険性がある場所、本当に率先して逃げなければいけない場所として、ぜひ追記の検討をいただくといいかと思います。

あと、防災指針の検討はいつまで行うのか。スケジュールで教えていただけないでしょうか。

事務局

防災指針の検討につきましては、概ねの内容は今年度中にまとめていく予定としていますが、都市機能誘導区域など都市機能の部分との関連もあ

りますので、来年度、立適全体をまとめる中で、防災指針も含めながら必要な検討を行いたいと考えています。来年度までという形になると思います。

荒木委員

ありがとうございます。以上にしておきたいと思います。

嶋田会長

ありがとうございます。防災指針の案はこの後また議論いただきますが、今の荒木委員のご意見に対して、事務局、何かありますか。

事務局

40ページの表現につきましては、朝田さんと荒木委員のご意見を踏まえて、加筆修正させていただきたいと思います。

家屋倒壊等氾濫想定区域がある規模、L2の洪水による区域については、防災指針でも出てきますが、どういったことが書けるか、今の段階ではどういった方針が取れるか見えていないところもありますので、防災部局がどう考えているかということも踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。防災指針でも出てきますので、そこでもご意見いただければと思います。

嶋田会長

この後の防災指針（案）で関連事項が出てきますので、またそのときにいろいろアドバイス等いただけたらと思います。よろしくお願いします。

荒木委員

防災指針というよりは、都市マスの中に出てこなくていいのかなと気になりました。

事務局

どういった形で表現できるか検討させていただきます。

荒木委員

ありがとうございます。

嶋田会長

ほかにいかがでしょうか。

いろいろご意見がありましたが、それを踏まえて修正するとして、大まかにはご了承いただいたとさせていただきたいと思います。

嶋田会長

続きまして、立地適正化計画の防災指針（案）についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

（資料に沿って説明※防災指針（案））

嶋田会長

防災指針（案）ということでございますが、何か、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 先ほど朝田さんとか荒木委員から、L 2、L 1のご説明を含めて非常に詳細なご意見がありましたが、L 1の計画規模、ハード整備がL 1想定レベルの災害を想定して行っているということだと思いますが、堤防などのハード整備というのは非常に時間がかかります。

長期的にやっていくものではありませんが、現状どこまで進んでいるのか、完成しているところもあるとは思いますが、全てがL 1レベルをカバーできるハード整備が終わっているというわけではないと考えていますが、現状どこまでできているのかということも含めて、情報を出していただいたほうがいいのかと思います。

L 1でもやはりカバーできていないところもあり、そのあたりは時間がかかるため、L 1レベルでも警戒していかないといけないということも考えないといけないと思います。

嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 確かに情報としては載せていないものとなります。犬山市の中でも河川整備を行っている河川もありますし、国も木曾川の流水阻害を対策しているところもありますので、そういった情報を一度整理しまして、載せていくことを検討いたしますので、ご理解いただければと思います。

嶋田会長 よろしかったでしょうか。

少し私から、資料5の1ページ右側の(2)ですが、本市において想定されていると書いてありますが、これはどれくらいの想定でしょうか。

犬山市は、幸いにも、地震による津波や高潮、豪雪とかいうものはあまり考慮する必要はないですが、自然災害ごとに想定される災害についてコメントがあると、次につながるような気がします、いかがでしょうか。

簡単に想定されていると書いてあるだけですけど、各自然災害ごとに少しコメントがあるといいのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局 コメントというのは、例えば、木曾川の洪水がどこで想定されているかということでしょうか。

嶋田会長 要するに、犬山市として考慮しないといけない災害についてどこかで述べているかということです。

事務局 そこは明確には言っていないですけども、一応この表にあるのが犬山市として考慮すべきハザード情報にはなっていますが、それがちょっとわかりづらいというようなことでしょうか。

嶋田会長  同じ地震でも、津波なんかは考慮する必要はないとか、いわゆる豪雨とか台風による水害がメインになるといった、犬山市が考慮すべき自然災害というものがどういうものかというコメントがあってもいいかと思います。

事務局  起因する部分など考慮させていただきます。

嶋田会長  よろしくをお願いします。  
ほかにいかがでしょうか。朝田さん、お願いします。

朝田委員代理  先ほどの資料4でお話ししたのと重複するかもしれませんが、荒木委員からも同様な意見が出ていましたので、それに加えてお願いしたいと思うところがあります。  
基本的に、居住誘導区域の設定方針に異論はないですが、しっかりとした防災対策、今やっていることや、場合によっては新しく追加することを前提に居住誘導区域を設定していくという流れであると理解をしています。  
例えば、10ページの表で先ほど荒木委員からご指摘があったように、家屋倒壊等氾濫想定区域が一部の区域であり、L2ですが想定浸水深も深いところで周辺に避難する建物がないような指摘も10ページの下の図で出ておりますが、こういった局所的に災害リスクが高いということが抽出されたわけですから、この地区だけでも結構なので、こういった問題点が把握できた地区については、避難距離だとか、高齢者も多く住んでいるという話も踏まえて、どのような避難体制がいいのかというのをしっかり細かく点検していただければと思います。  
10ページでは、L1にハザードがないですからハード対策は難しいかもしれませんが、県内の他市町村でいいますと、避難施設そのものをつくっていくとか、既存の小中学校の3階部分を避難場所とするなど、取り組みの方向性を立地適正化計画の中で確認する機会として活用されておりますのでしっかりその後の市の防災計画などの充実につなげていただけないかなと思います。  
今日はこの案が出てきましたが、10ページでリスクの細かいことがわかり、今日の資料でいうと、防災対策といった取り組みの案のようなことを34ページ以降にまとめていただいておりますが、リスクが高いところで特にこういったことを追加する、新たにこういうことを検討していくということが見受けられないので、今後の作業の中でしっかり検証して、リスク分析、また、地区で考えられるリスク軽減のための取り組みをしっかりと議論して提示していただけないかなと思います。

嶋田会長  事務局いかがでしょうか。

事務局 都市計画という括りの中でできるもの、できないものがありますので、関連する事業など庁内での取り組みといったところの話合いが必要になってきますが、これに対してどういった方向性が取れるか、どういったものが考えられるか、一度持ち帰って調整して、また次回に何らかの考え方を示したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

嶋田会長 よろしくお願ひします。  
ほかにいかがでしょうか。荒木委員、お願ひします。

荒木委員 いただいた差し替え資料でもいいですが、メッシュのマス色の違いは人口であるとなつていますが、高さは何でしたでしょうか。

事務局 高さは、その色の人口の幅といひますか、例えば、黄色ですと100人から300人ということで同じ黄色でも高さが低いのが100人、一番高いところが300人といった、その色の中で人口が多いものが高く立ち上がつていふ表現をさせていたひてお願ひします。

荒木委員 色も人口の違いで、高さも積んでいふということですね。

事務局 そうです。

荒木委員 どつちを見ればいいのかと、これ、もし同じ色でつくと、今赤で積んでいふものはもっとずば抜けて高くなるみたいない感じでしょうか。

事務局 そうなります。赤ですと、多ければ多いほど上へ突き抜けていふというイメージになります。

荒木委員 ありがとうございます。今後まだ検討されるところなので、これは希望になりますが、もちろん特にL2とかシビアな想定があると思ひますが、L1とか、もちろん危険なところもありますけれど、逆に、先ほど都市計画でできることとおっしゃつていたましたが、私ども防災を研究する人からすると、防災指針を都市計画でやつていただけるとは非常に画期的で、逆に防災側だと、情報とか避難のことをどう皆さんでやつていただくかみたいないことが主流で、都市やまちとかの将来を踏まえてどう考えるかみたいないところまでなかなか難しいから、短期的なことしかできません。

それが、都市計画の中で検討いただくということは、犬山市のまちづくりとしてどういふものを目指したいのかといったところと、河川整備ほどではないですが、やはり長期的な計画で、徐々に安全ということを検討ができるというのが非常に強みだと思ひます。



犬山市としてどうしていききたいということが見えてくると、地区別の検討をする上でも、個々にどういうことを考えていくかが見えてくるかと思いました。

今回、L1もL2もこのまま、居住誘導して浸水を許容するという中で進めるのであれば、防災や避難のことまでが限界だと思いますが、浸水した後どうするのかというのはむしろ都市計画で検討できる領域ではないでしょうか。通常だと、災害が起きて罹災して、その後、救出・救助して、避難生活があって、復興計画をつくってというところだと思いますが、やはりそこを見据えて少し検討いただくといいかと思います。

それまでに事前復興計画をつくるという話ではなくて、浸水することを許容するのであれば、浸水した後どうするかというのをぜひ対策の中で少し検討いただくと、それこそまちとしての安全を考えるという、この計画固有のものとして活きると思います。

避難行動はもちろん非常に重要ですけれども、今は災害関連死で亡くなる方が非常に多いです。そうすると、例えば、0.5mでも1mでも浸水を許容すると、浸水している中で取り残される方がいるわけです。

そういった方たちが発生するという前提で、どのように支援していくのかみたいなことも併せて、あるいは浸水することを前提とした上での住まい方、住宅のつくりとか、そこの辺も検討いただけるといいかと思います。

嶋田会長

いろいろご意見いただきましたけれども、事務局からは。

事務局

L2による想定の中で、今回こういった分析をさせていただきましたが、都市計画としてどういった方針が取れるかということや、まちづくりとしても見えてこない、被害が非常に甚大だということでは何ができるかという方向性も見えてこない中ではありますが、今後のまちづくりの方向性として、メッセージ的なものにはなってしまうかもしれませんが、こういったものに取り組めるか考えていきたいと考えております。

今後災害があったらどうするかというところでは、取り組みでは簡単に書いてしまっていますが、事前復旧・事前復興といったものが都市計画に係る部分がありまして、愛知県でも勉強会を開いていただくこともありますので、そういったところをもうちょっと研究していく必要があると思っております。

また、個々の住宅についても、災害に強い住宅に向けてどういう支援が取れるかといったところは、検討、研究の余地があると思っておりますので、それはまた今後示していきたいと考えております。

嶋田会長

あと、避難所ですが、指定避難所しか出てきませんか。

事務局 一応、民間の事業者と協定を結んでいるなどしていますので、そういったところの情報も踏まえていきたいと思います。

嶋田会長 民間の活用というのは必ず必要になってきますし、この避難所の圏域内はやっぱり民間に頼らざるを得ないこともあるかと思います。よろしくお願ひします。

鈴木委員 ほかにいかがでしょうか。鈴木委員、お願ひします。

鈴木委員 荒木委員のお話に関連しますが、防災対策をするときに、避難所もありますが、いざ災害があったときにそこに逃げることや、あるいはそのときに機能する場所を整備していくということは必要なことです。

一方で、災害、特にL2になると確率的には1000分の1であり、滅多に起こらないことなので、ほとんどの時間、平時では災害が起こっていない状態であることから都市計画との関係で考えると、平時にも使えるようなものにしておくということがより重要で、平時に全く使えない、防災だけの場所になってしまう、都市機能としては非常にもったいない、平時にも活用できて、いざというときに役立つようなものが、都市計画、デザインとしては非常にいいのかと、そのあたりを考えていただきたいと思います。

ただ、その際も注意が必要で、平時の使い方に慣れてしまうというか、そちらがメインになっていくと、いざ災害になったときに使えない状態になっているとか、車などが邪魔になり災害のときに全く役立たないことが起きたりするのでは、そのあたりは注意が必要と思いますが、平時も使えて災害時にも役立つことも考慮していくことは、今後具体的な対策というのを考えていく中で、そのような観点もぜひご検討いただければと思います。

嶋田会長 事務局、いかがですか。

事務局 都市機能だとか、商業、医療、福祉など、どこにどういう施設があるかとかいう位置づけも踏まえながら、今後検討が進んでいくと思っております。またそこでご議論いただきたいと思っております。

嶋田会長 よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いい時間になってきまして、本日はこの後別の会議とのことで、そろそろ終了ということになります。

特にご意見なければ、本日の議題については、修正点について事務局で対応をお願いしたいと思います。

本日予定しておりました議題は以上になりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。なお、都市計画マスタープランと緑の基本計画については、今後パブリックコメントに移っていく関係もありまして、今回出た意見の反映につきましては、会長へご一任させていただくことにご異議がないということですのでよろしいでしょうか。

嶋田会長

皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

嶋田会長よろしくお願ひします。

また、議事進行ありがとうございました。最後に、事務局から連絡です。次回、第7回策定委員会につきましては、来年2月17日金曜日午後2時から、この会議室で開催を予定しております。

今回は、パブリックコメント実施による市民等からの意見への対応をご確認いただくとともに、これらを踏まえた犬山市都市計画マスタープラン及び犬山市緑の基本計画案を答申いただくことを予定しております。

現時点で欠席となることが明らかな場合は、事前にお知らせいただくと助かります。

なお、開催案内と出欠確認などは、これまでどおり開催日の1か月前をめぐりに郵送させていただきます。

本日は長時間にわたりまして誠にありがとうございました。これにて会議を閉会いたします。忘れ物がないようにお気をつけてお帰りください。

なお、お車でお越しの方は、駐車券を処理されていない方は、事務局の係員までお申しつけください。

本日はありがとうございました。